



NEXT BASEBALL CLUB

規 約

2022年1月
2022年5月改訂

第1章 総則

第1条(名称)

本中学軟式野球クラブの名称は『NEXT BASEBALL CLUB』(以下「本クラブ」という。)と称する。

第2条(所属)

本クラブは全日本軟式野球連盟・東京都軟式野球連盟に所属する。

第3条(事務局)

本クラブの事務局は代表宅に置く。

第2章 目的

第4条(目的)

本クラブは、軟式野球の活動を通じて、部員の野球技術・心身の向上に努め、野球と学業との両立を優先し、また礼節を重んじ、明朗な青年として次代を担う力になることを目的とする。

第3章 組織

第5条(構成)

本クラブは次の構成にてクラブ運営・活動を行う。

代表 1名、監督 1名、コーチ 若干名、会計(すべての役職においては兼務可能とする)、部員

第6条(部員)

本クラブの部員は中学1年生から中学3年生の年齢にて構成する。

第4章 活動

第7条(練習)

本クラブの練習は、原則として土曜、日曜、祝日、とする。但し、必要に応じて平日も行う場合がある。

第8条(試合)

本クラブは各加盟団体主催試合の大会、その他交流戦などに参加する。練習試合も必要に応じ行う。

第5章 入退部

第9条(入部)

本クラブに入部を希望する者は、中学生で本チームの趣旨を理解し、所定の入部申込書を提出する。

第10条(退部)

本クラブから退部を希望する者は、理由書を添付のうえ退部届を提出し、代表・監督の承認を得なければならない。

第11条(退部勧告)

次の事項に該当したときは、代表・監督・コーチの決議により退部させられることがある。

- (1)本クラブや部員及び関係者の対面を傷つけたり、趣旨に反する行動などがあったとき。
- (2)部費の長期滞納があったとき。
- (3)中学校での成績が著しく低下したとき。

第6章 会 計

第12条(期間)

本クラブの会計年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。

第13条(余剰金)

余剰金がある場合は、次年度に繰り越すものとする。

第14条(決算書)

会計年度の収支の決算書及び領収書等すべての書類を会計が監査を行い、年度末に決算書を開示する。

第15条(会費)

月会費は8000円とし、月払いまたは年払いとする。途中退部の場合、当該月会費の返金を行わない。

第16条(運営経費)

本クラブの運営経費は、月会費、寄付金、その他収入をもって充てる。

第17条(自己負担)

本クラブ部員、個人の野球用品、遠征費、合宿費などについては、個人負担とする。

第7章 保険及び規則

第18条(保険の加入)

本クラブ部員及び指導者全員は、安全とその健康管理からスポーツ障害保険に加入しなければならない。

第19条(保険加入手続き)

スポーツ障害保険の加入は本クラブで行い、保険料は自己負担とする。

第20条(補償保険対象)

本クラブ体験練習時、及び本クラブの活動外で起きた事故においては補償対象にならない。

第21条(賠償責任)

試合中、練習中及び練習場所での怪我や事故については、本クラブ及び、監督、コーチ、その他関係者に損害賠償請求を行うことはできない。

また移動中の交通事故等については、当該車両の自動車保険等に対応するもとし、当クラブは一切その責任を負わない。

第22条(移動)

本クラブ活動における移動は基本現地集合現地解散とする。自転車移動時の事故等は自己責任とする。(自費にて自転車保険の加入を推奨する)

第23条(規約の施行、変更)

本規約は、2022年1月1日から施行する。

2022年5月1日一部変更